

広島県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十一年九月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

本多田佐伯線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
廿日市市津田字花上一六九番一地从先から 廿日市市津田字下市四三三番一地从先まで	旧	三・〇〇〇～三 〇・三〇〇	一、八五九・ 〇〇	
廿日市市津田字花上一六九番一地从先から 廿日市市津田字下市四三三番一地从先まで	新	一・八〇〇 四三・〇〇〇	一、二〇二・ 二〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、四七五・ 〇〇メートル 県道廿日市佐 伯線と一部重 複